

坂東市議会不適切会計処理(公金の目的外使用等)に関する調査特別委員会報告を受けて

9月18日、第3回定例会最終日、不適切会計処理に関する調査特別委員会より「不適切会計処理に関する調査特別委員会報告」がありました。

調査特別委員会設置の経緯

経緯

市民の方から「寄附をすると、多くの場合広報紙に掲載されるが、私からの寄附は、なぜ広報紙に掲載されなかったのか」といった問い合わせが届いたことから、調査を進めた結果、計3件の不明朗事案(一般会計に入金されていない現金の管理)のあったことが判明しました。

このことから、4月23日に開催された議会全員協議会において報告し、5月24日に開催された総務常任委員会では、地方自治法

第98条第1項に基づく詳細な調査を行う必要があるとの結論に至ったため、第2回定例会において「不適切会計処理に関する調査特別委員会」を設置する議員提出議案の可決により、閉会中も調査が続けられてきました。

調査の対象となった3つの事案

3つの事案

①東日本大震災に伴う市への寄附金などについて、予算に計上しないまま収入・支出を繰り返し、平成23年3月から平成30年3月まで秘書広聴課で管理していたもの

収入合計

540万3732円

支出合計

520万6273円

②木材及び鉄くずなどの販売代金について、予算に計上しないまま収入・支出を繰り返し、平成23年2月から平成30年3月まで、秘書広聴課スプード対応室で管理していたもの

収入合計

156万1867円

支出合計

134万1416円

※①・②の残金は、29年度一般会計に繰り入れ済み

③パプアニューギニア農業支援交流現地視察負担金について、多額の残金が発生したにもかかわらず、目的外の支出を繰り返し、平成26年7月から平成30年3月まで、企画課で管理していたもの

収入合計

873万5195円

支出合計
726万9046円

地方自治法(第210条)では、「会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならぬ」と規定されていますが、いずれの事案も、当時の市長の指示によりこれらの措置を経ずに、長期間にわたり担当課で収入・支出を繰り返していました。

これらの不適切な取扱について、調査特別委員会報告では、「地方自治法の規定に反していることは明白であるとともに、市民の信頼を著しく失墜するものであり、全く容認できるものではない」と指摘、「さらに嚴重な調査のもと具体的な再発防止策を明確にしたうえで、市民の信頼回復に努めること、

刑事事件になりうる事案については、司法判断も視野に入れた厳正な措置をとること」との報告がありました。

調査特別委員会

報告を受けて

この問題に対し、市といたしましては、今後の寄附金受け入れ体制の一本化、負担金の精算措置の義務化及び公益通報者保護制度の整備などにより不正事案の再発防止に努めますとともに、全職員が一丸となって信頼回復に努めてまいります。また、調査特別委員会でのご指摘、ご提言を踏まえ、司法判断も視野に、今後の対応を検討してまいります。市民のみなさまにはご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

「自分は絶対だまされない」そんなあなたがだまされる